

## 川崎市障害者相談支援センター設置・運営法人選考委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、障害者相談支援センターを設置、運営する社会福祉法人等を審査及び選考するにあたり、広く意見を聴き、公平かつ適正な審査及び選考を行うために、川崎市障害者相談支援センター設置・運営法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 障害者相談支援センター

障害者相談支援センターとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する障害者相談支援事業を実施する地域相談支援センター及び法第77条の2に規定する基幹相談支援センターをいう。

#### (2) 社会福祉法人等

社会福祉法人等とは、地域相談支援センター又は基幹相談支援センター事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であって、社会福祉法人、医療法人、財団法人、社団法人又は特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるものをいう。

### (所掌事務)

第3条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査に関すること
- (2) 企画提案内容の評価及び運営法人の選考に関すること
- (3) その他選考に必要な事項に関すること

### (組織)

第4条 選考委員会は、次により組織する。

- (1) 健康福祉局地域包括ケア推進室長
- (2) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕
- (3) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔ケアシステム〕
- (4) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
- (5) 区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課長の代表者

### (委員長及び副委員長)

第5条 選考委員会の委員長は健康福祉局地域包括ケア推進室長とし、副委員長は健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕とする。

2 委員長は会務を総務し、選考委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 第4条各号に掲げる者の出席が困難な場合は、代理者の出席を可能とする。この場合において、代理者を出席させる委員は、あらかじめ委員長へ報告しなければならない。

4 選考委員会は、非公開とする。

(対象の選定及び選定基準)

第7条 選考委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た社会福祉法人等（以下「法人等」という。）のうち、あらかじめ健康福祉局地域包括ケア推進室から、参加意向申出書、コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書、誓約書、その他関係書類の確認を受け、参加資格があるものと認められた法人等に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。

2 選考委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加法人等に対し、あらかじめ、企画提案書、見積書、法人の理念や事業内容等がわかる資料、その他関係書類を提出させ、実施するものとする。

3 選考委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理者ごとに、別に定める選定基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた法人等を委託法人等として選定する。ただし、参加法人が1法人の場合は、基準点を満たした法人等が選定予定法人等となり、2以上の法人等が同点となる場合は、出席した委員及び代理者による審議等を行った上で、選定することができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、有識者等の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。